令和6年6月13日
株式会社ウイング

労働者派遣法（第23条第5項）に基づく情報公開（第28期：令和4年4月～令和5年3月）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)第23条5項の定めにより、以下に情報提供します。

1. 派遣労働者の数(令和6年6月1日付け派遣労働者数)
   14
2. 派遣の役務の提供を受けた者の数（派遣先の数）
   6
3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（マージン率）
   41.2%

（注） マージンには、派遣元が負担する法定福利費・教育訓練費・事業経費（一般管理費）などが含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{労働者派遣に関する料金額の平均額} - \text{派遣労働者の賃金額の平均額})}{\text{労働派遣に関する料金額の平均額}}$$

4. 教育訓練に関する事項
・スキル（技術）研修
・管理者研修
・マナー研修
・コンプライアンス研修（含む情報セキュリティ研修）
5. 労働者派遣に関する料金額の平均額（8時間あたりの派遣料金の平均額です）
   ¥31,114
6. 派遣労働者の賃金額の平均額（8時間あたりの賃金額です）
   ¥18,284
7. キャリアコンサルティングの相談窓口　総務部　TEL052-684-9906
8. 待遇決定方式
（１）労働者派遣法第30条の４第１項の規定に基づき「労使協定」を締結している。
（２）対象となる派遣労働者の範囲
派遣先で情報処理・通信技術者の業務に従事する従業員に適用する。
（３）有効期間
本協定の有効期間は、令和6年４月１日から令和8年3月31日までの２年間とする。
9. その他参考と認められる事項
・特記事項なし

以上